

# 安心と笑顔のために

日本共産党札幌市議団ニュース

No. 295 2022年12月28日

日本共産党札幌市議団 事務局 TEL 211-3221 / fax 218-5124

## 子育て支援 きめ細やかに

12月9日 文教委員会 池田ゆみ議員

2021年度に子どもの貧困対策計画の策定に向け、子どもの生活実態調査が行われています。池田市議は、1人親世帯の生計は赤字で貯金を取り崩し、借金をしている実態が明らかになっていると指摘。1人親世帯で貧困が深刻さを増している中で、生活困窮の母子世帯を支援する母子生活支援施設であるしらぎく荘の指定管理者が辞退したことを受けて、市の担当者に対して質疑を行いました。

池田市議は「公的施設であり、指定管理者が契約を辞退するのであれば、札幌市の直営に一旦戻すことは考えなかったのか」と追及。担当者は「指定管理者が辞退した理由は、施設の老朽化に伴う施設管理の煩雑化や入所数の減少に伴う運営上の収支の悪化。これらをふまえ、現状の施設においては直営や指定管理に関わらず、運営の継続が困難であると判断した」と母子生活支援の意義よりも事業の収支に固執しました。老朽化する前に建替えなかった市の対応にも疑問が残ります。重ねて、同市議は「物価高騰などの影響で、母子生活支援施設を必要とする世帯は増えていくと考えるのがいかが」と質問し、担当者は「関係機関等からのヒアリングで、経済的な困窮や精神的な不安を訴える方が増えているといった意見もあった。母子家庭が抱える様々な課題を整理しながら、母子生活支援施設の果たすべき役割について検討してまいりたい」と回答。

最後に池田市議は、子ども子育て会議、児童福祉部会で母子生活支援施設のあり方が検討されているが、母子生活支援施設しらぎく荘が円滑に運営できるように建て替えも含めた検討すべきだと求めました。

## 所得税法に関わる意見書が全会一致で可決

12月28日 日本共産党札幌市議団

市議団が提案した「所得税法第56・57条の見直しに向けた検討を求める意見書」が12月13日の本会議において、全会一致で可決。民主商工会の草の根の取り組みが議会を動かし、党も後押ししたことで、実を結びました。

小規模事業者は地域経済の担い手として、日本経済の発展に寄与していますが、所得税法第56条により、その家族従業者の働き分である自家労賃は、事業主の所得計算上の必要経費として認められていません。意見書では、親族間の恣意的な所得分割による租税回避を防止する観点から定められたが、制定の前提となった社会環境は変化し、政府が「働き方改革」で推進する副業・兼業の普及促進との関係等からも、その在り方には再検討の余地があると紹介。労働実態に応じた税制とするため見直しに向けた検討を求めるものです。

業者婦人など家族従業者の「働き分」を必要経費として認めず、申告の仕方でも不当に差別し、白色申告では、配偶者は年間86万円、その他の家族は50万円の控除しか認めず、社会的にも経済的にも自立できないという状況は見過ごせません。市議団としても、国連女性差別撤廃委員会からの勧告を受け、ジェンダー平等推進の視点から見ても、深刻な事態であり、国に対して家族従業者の働き分は必要経費であり、人格、人権、労働を正当に評価するよう求めて行きます。



写真…民商から意見書を受け取る市議団

このニュースを地域民報への転載や各支部への配布など、積極的に活用してください。